

新潟市民病院財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 2 5 年 6 月 2 4 日

新潟市病院事業管理者 片柳 憲雄

新潟市民病院管理規程第 6 号

新潟市民病院財務規程の一部を改正する規程

新潟市民病院財務規程（平成 2 0 年新潟市民病院管理規程第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

（6） 学会等諸会費で， 1 件 1 0 万円未満のもの及び学会等諸会費支払時の振替手数料

附 則

この規程は，平成 2 5 年 6 月 2 4 日から施行する。